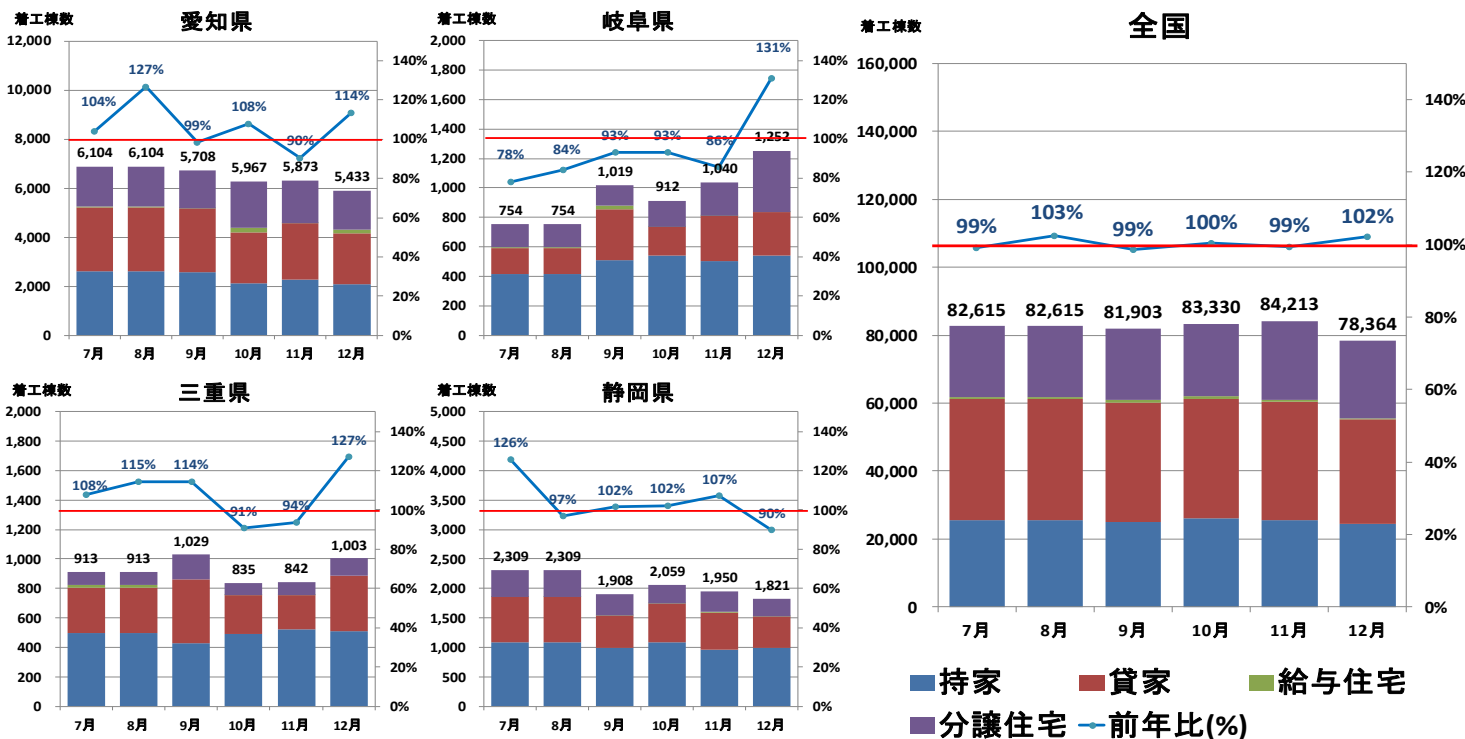


東海4県の着工推移



住宅ローン減税の控除期間が3年間延長へ

消費税率引上げに伴う住宅取得支援策として、平成31年10月1日から平成32年12月31日までに入居した場合を対象に、住宅ローン減税の控除期間が3年間延長することとされました。(今後の国会で関連税法が成立することが前提です)

現状の住宅ローン減税

毎年の住宅ローン残高の1%を10年間、所得税・住民税から控除

10年間(最大500万円)

延長後の住宅ローン減税

建物購入価格の消費税2%分の範囲で減税

毎年の住宅ローン残高の1%を10年間、所得税・住民税から控除

10年間(最大500万円)

+3年間

次世代住宅ポイント 発行ポイント数について

2019年10月の消費税率10%への引上げ後の住宅購入を支援するため、**一定の性能を有する住宅の新築やリフォーム**に対して、様々な商品と交換できるポイントを発行する制度が創設されます。 ※本制度の実施は、平成31年度(2019年度)予算案が成立することが前提となります。変更の可能性があることをご留意ください。

主な発行ポイント数

住宅の新築（賃家を除く）

発行ポイント数 **A+B+C**で1戸あたり**上限35万**ポイント

A 標準ポイント

- ①エコ住宅
- ②長持ち住宅
- ③耐震住宅
- ④バリアフリー住宅

①～④いずれかの場合
1戸あたり30万ポイント

B 優良ポイント

- ①認定長期優良住宅
- ②低炭素認定住宅
- ③性能向上計画認定住宅
- ④ZEH

①～④いずれかの場合
1戸あたり5万ポイント加算

C オプションポイント

家事負担軽減設備	ビルトイン食器洗機	1.8万
	掃除しやすいレンジフード	0.9万
	ビルトイン自動調理対応コンロ	1.2万
	掃除しやすいトイレ	1.8万
	浴室乾燥機	1.8万
	宅配ボックス	1万
	耐震性のない住宅の建替	15万

住宅のリフォーム（賃家を含む）

発行ポイント数 1戸あたり**上限30万**ポイント

上限特例①

若者・子育て世帯がリフォームを行う場合、上限を**45万ポイント**に引上げ（既存住宅の購入を伴う場合は、上限**60万ポイント**に引上げ）

上限特例②

若者・子育て世帯以外の世帯で、安心R住宅を購入しリフォームを行う場合、上限を**45万ポイント**に引上げ

断熱改修

内外窓、ガラス	0.2～2万	桟所数
ドア	2.4～2.8万	桟所数
外壁	5、10万	
屋根・天井	1.6万、3.2万	
床	3万、6万	

エコ住宅設備

太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器	2.4万
節水型トイレ	1.6万
節湯水栓	0.4万

耐震改修 15万

バリアフリー改修

手すり	0.5万
段差解消	0.6万
廊下幅等拡張	2.8万
ホームエレベーター設備	15万
衝撃緩和畳の設置	1.7万

家事負担軽減設備

ビルトイン食器洗機、掃除しやすいトイレ、浴室乾燥機	1.8万
掃除しやすいレンジフード	0.9万
ビルトイン自動調理対応コンロ	1.2万
宅配ボックス	1万

リフォーム瑕疵保険の加入、インスペクションの実施 0.7万

若者・子育て世帯により既存住宅の購入を伴う100万円以上のリフォーム 10万

※1戸当たり**2万ポイント未満**の場合はポイント発行申請できません。

※詳細は国土交通省住宅局住宅生産課ホームページでご確認ください（<http://www.mlit.go.jp/>）